

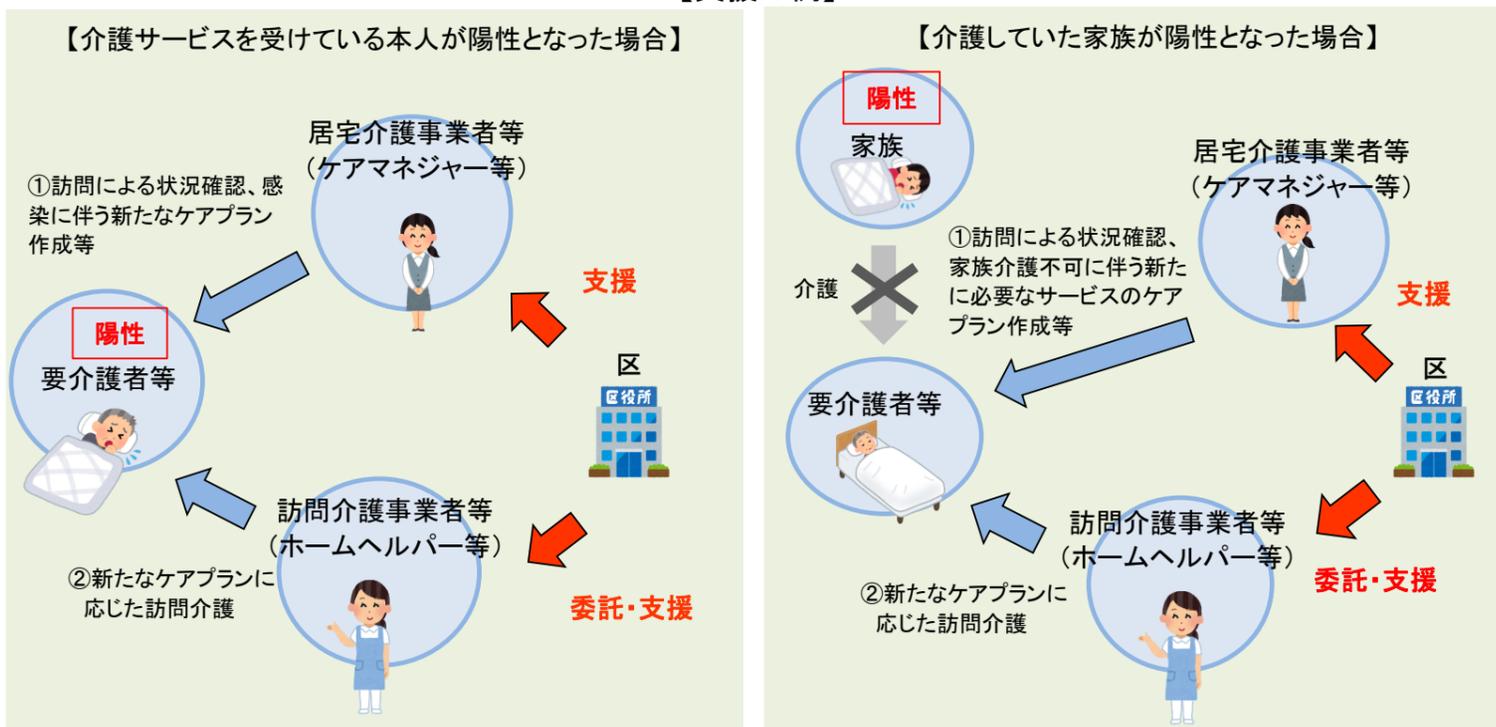
第6波に備えた環境整備②

■ 陽性になった高齢者・障害者の自宅療養生活を支援します！

補正予算額：42,327千円

第5波では、陽性となった要介護者等及び障害者（「以下「要介護者等」という。）が入院できず自宅療養となる事例や、家族が陽性となり、家族からの介護が受けられない事例があった。この状況を踏まえ、要介護者等の方の自宅療養生活を支えるため、訪問介護事業者等からの安定的な介護サービス等を受ける仕組みを確保し、12月以降、必要に応じて実施する。

【支援の例】



訪問介護等サービスの委託・事業所への協力金支給

○新型コロナウイルス感染症により、要介護者等が下記(1)(2)の状況になった場合、訪問介護事業者等に対し、区が公費負担で訪問介護等のサービス提供を委託し、あわせて事業者やケアマネジャーに協力金を支給することで、継続したサービス提供を図り、要介護者等の安定的な自宅療養や日常生活を支援する。

- (1) 介護サービス等を受けている要介護者等が陽性になった場合
- (2) 家族が陽性になり、家族による介護を受けられなくなり、一時的に訪問介護等のサービスが必要となった場合

●本事業の対象事業所

【介護サービス事業所】訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護、居宅介護支援

【障害福祉サービス事業所】居宅介護、重度訪問介護、地域定着支援、計画相談支援

■ (仮称)自宅療養者入院待機施設の整備・運営

補正予算額：143,150千円

【概要】第5波において、爆発的に感染が拡大したことから、入院が必要と判断されたが入院病床に空きがなく、自宅等での待機を余儀なくされた方が多数発生した。

こうしたことから、第6波の備えとして入院待機施設を整備し、自宅等での待機を余儀なくされる方の一時的な滞在場所を確保することで、区民の安全安心な生活環境を維持する。

施設は12月下旬までに整備を完了し、感染状況に応じて運営する。



【場所】保健所敷地内の建物を改修

【規模】6床

【対象】①入院が必要な状態にある自宅療養者（重症度 中等症Ⅰ・Ⅱ※）で、日常生活が自立している方
②その他本施設での治療等が必要と保健所が認めた方

※中等症Ⅰ：酸素飽和度 $93\% < SpO_2 < 96\%$
臨床状態 呼吸困難、肺炎所見
中等症Ⅱ：酸素飽和度 $SpO_2 \leq 93\%$
臨床状態 酸素投与が必要

【内容】○医師の往診（午前1回・午後1回）
※その他状況に応じて別途往診対応
○看護師を24時間常駐
○点滴（投薬）、必要時酸素投与等

【委託先】新宿区医師会と調整中

